

## バットは振り切れ（受験勉強「米満理論」 2）

米満 啓

CISTEC 試験の勉強法についての続篇です。

前回申し上げたように、「米満理論」の基本は「メモリーは使うな、頭を使え」です。そして方法論としては「点で覚えるな、線で理解せよ」であり、そのために「頭を使い」ストーリーを見つけて事象を「線」でつなぐということを強調しました。

今回は意識の問題として「バットは振り切れ」という話を致します。（「当てに行くな」と言っても意味は変わりません。但し「意識」の問題だけに肯定形で表現した方が伝わりやすいかということでタイトルは「振り切れ」にしました）

### 1. 「当てに行く」とはどういうことか

本稿では「条文にどう書いてあるかのみに頼って正解を当てようとする」態度をそう呼ぶことにします。

ほら、問題解説でよく「通達第何項にコレコレと規定されている（よってこの例文は○）」式の記述を目にしますよね。これにあおられて「通達第何項に書いてあるのはアレだっけ？それともコレだっけ？」が気になってしまうことってありませんか？

実はこのようなケースでもしばしば条文の細かい知識がなくても頭を使えば正解できることがあります。「アレ」が正解だと筋が通らないから正解は“コレ”の方だな」と理詰めで突き止められるのです。

ところが「頭を使う」代わりに「条文にどう書いてあるか」をひたすら覚えようとする人がいます。そのやり方でもきちんと覚えていれば問題は解けますが、それはあくまでも「当てるもの」が旨くいった結果にすぎません。その勉強法を私は高く評価しません。

平成 29 年度 STC/Expert 試験の Q5 を例に見てみましょう。（『CISTEC ジャーナル』2018 年 5 月号から抜粋）

「特別一般包括許可を使つての返送輸出」の可否について；	
次の A～E の例文における適用可否ついて、正しい組み合わせを下記 1～5 から選べ；	
1 ; A○ B× C× D○ E○	2 ; A○ B○ C× D× E×
3 ; A× B○ C○ D○ E○	4 ; A○ B× C× D○ E×
5 ; A× B× C× D× E×	
A 輸出令別表第 1 の 2 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であつて、本邦から輸出された貨物の交換のために輸入された貨物の輸出。なお、当初の輸出時から当該貨物の性能、特性等が向上していない。	
【解説】包括許可要領Ⅱ 4（1）②イに規定されている（○）	

<p><b>B</b> 輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、本邦に輸入された貨物の種類が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出。なお、輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上していない。</p> <p>【解説】包括許可要領Ⅱ4(1)②に規定されているように、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物は、「返送に係る輸出」の対象とならない。(×)</p>
<p><b>C</b> 輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、当該貨物の分析、評価等のために無償で一時的に本邦に持ち込まれた貨物の返送のために無償で行われるもののうち、その輸入の許可の日から3年以内に行われるもの。なお、輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上していない。</p> <p>【解説】包括許可要領Ⅱ4(1)②ハでは、「当該貨物の分析、評価等のために無償で一時的に本邦に持ち込まれた貨物の返送のために無償で行われる輸出であって、その輸入の許可の日から1年以内に行われるもの（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）」と規定されている。(×)</p>
<p><b>D</b> 輸出令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物であるか16の項の中欄に掲げる貨物であるか必ずしも明らかでないものの輸出であって、包括許可要領の別表3左欄の条件を履行する限りにおいて、包括許可要領における「返送に係る輸出」と同様の取扱をもって輸出申告を行うことができる。</p> <p>【解説】包括許可要領Ⅱ4(1)②に規定されている。(○)</p>
<p><b>E</b> 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域から輸入された貨物の数量が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出。なお、輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上していない。</p> <p>【解説】Bの解説と同じ。(×)</p>

御覧の通り解説は「通達のドコソコに規定されている」パターンの連続です。

この書き方自体はごくまっとうなものです。なぜなら答え合わせに当たってこのように根拠規定を提示するのは最短の方法ですから。また CISTEC 以外の試験解説でも広く用いられているものでもあります。

しかし、だからといって通達条文にかじりつくのは、学力向上にあまり役立ちません。

「答え合わせの方法」として OK であっても「勉強法=学力をつける方法」として適切とは限らないからです。

人は往々にして「問題をたくさん解いて、解説の通りたくさん条文を覚えよう」と思いがちです。「たくさん覚える」といっても十代の若者ではありませんから、自然に頭に入るものではありません。挙句は「当てもの勉強（第何項に書いてあったのはアレ？ いやコレだったっけ?）」の連続になってしまう可能性が高いわけです。

## 2. 野球にたとえるなら

それはしっかりスイングするのではなく、とりあえず球をバットに当てて前に転がそうとするのに似ています。ホームベース上での球の位置に合わせてバットを出すという考え方、いわばそれはベース上の瞬間勝負です。

しかし上級者は、バントでさえ「当てに行くな」といいます。手で当てに行くのと却って当たらないそうです。なんでも「ピッチャーの投球動作でタイミングを取ることから始まり、その後は軌道の変化に対応すべく（構えたバット越しに球を見る形を維持して）からだ全体

の位置修正を続けて球を迎える」のだとか。

つまりホームベース上での球の座標位置にバットを出すという「ベースの上だけの勝負」ではないらしい。上級者は投球動作を起点として球の軌道をイメージし、更にその修正を重ね「ストーリーで勝負」しているのだといえるでしょう。

### 3. 「当てに行く」勉強法の弊害

話を勉強法に戻しましょう。「当てに行く」とどんな弊害が生ずるのか？

今まで方々で述べてきたことと重なるので、ごく簡単にサワリのみ記します。

#### ① つまらない。

頭を使わない単純作業ですから面白いはずがありません。

#### ② 身につかない。

所詮は「当てもの」ですから「そう書いてある」以外の根拠がありません。そのため正解しても手ごたえがないし、誤答しても反省する気持ちがわきません。これで「身につく」わけがないでしょう。

#### ③ むなしい。

「試験のためだけの勉強」を「どうせ終われば忘れるだろう」と感じながら続けるむなしさ。(しかも本当に「終わった途端に忘れる」のです)

### 4. 「バットを振り切る」とはどういうことか

冒頭で述べたように、ストーリーに沿って関連事象を結ぶ「線」を予め見出す。(投球動作に合わせて球の軌道をイメージする) 大抵の問題はそれを基に理詰めで解ける。問題によっては、個別の条文知識や雑学も用いて解答の精度を高めます。(ピッチャーの手を離れてからの軌道情報でスイングを微調整する)

単に「知っている／知らない」だけで解答するのとは違い、結構頭を使う過程なので全身運動の後のようながんばった感触が残ります。そこでたとえとして「バットを振り切る」と表現しました。

### 5. 例題 (1)

能書きばかりでは説得力に欠けるので、先ほどの平成 29 年度 STC/Expert 試験の Q5 を、ヨネミツ流で解いてみましょう。

まずストーリーから。「特別一般包括許可を使つての返送輸出」制度のそもそもの趣旨を御存知ですか？

出発点は「海外から来た得体のしれない品目の返送時の該非判定は勘弁してくれ」でした。そこで「1 項品でないこと (2~16 項品であること) が確かなら、(特別) 一般包括許可取得企業に限り、詳細な (2~16 項のうちどれかを特定する) 判定を省略して、その包括許可で輸出 OK」と定めたのがこの制度です。当然ながら国内でスペックアップしていた場合は適用不可です。また「得体の知れた品目」であっても、「元々日本から輸出した後で修理・

交換などもっともな理由で戻ってきたもの」の返送再輸出ならば適用対象に含めることになっています。

上記を念頭に例文を1つずつ見ていきましょう。

A
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2～15 項」品で「性能アップなし」である。</li> <li>・「日本から出したあとで交換のため輸入⇒再輸出」の経過による再輸出。⇒○</li> </ul>
B
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 項品はダメ。⇒✕</li> </ul>
C
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2～15 項」品で「性能アップなし」である点は OK。</li> <li>・輸入目的が貨物の評価・分析であり、無償で行う点もよろしいが「輸入後 3 年」は長いように感ずる⇒暫時保留△</li> </ul>
D
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2～15 項か 16 項か不明」も OK。</li> <li>・包括許可要領の「別表 3 左欄の条件」とは「特別一般包括許可適用時の条件」だ。これを満たすのなら OK</li> <li>・「返送に係る輸出」という言葉の意味が不安なので⇒暫時保留△</li> </ul>
E
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 項品はダメ。⇒✕</li> </ul>

△マークが残ってしまったが、とりあえずここまでの考察結果から選択肢を見ると

1 ; A○ B✕ C✕ D○ E○	「E○」という時点でアウト
2 ; A○ B○ C✕ D✕ E✕	「B○」という時点でアウト
3 ; A✕ B○ C○ D○ E○	「A✕」「B○」という時点でアウト
4 ; A○ B✕ C✕ D○ E✕	・C・Dの判断は微妙だが、他の選択肢が全滅しているので、 <b>正解</b> と判断できる。
5 ; A✕ B✕ C✕ D✕ E✕	「A✕」という時点でアウト

かくして無事「正解」にたどり着いたわけですが、4の「保留」選択肢について後から条文を見た結果を付け加えると

- ・Cは「1年」とあるが「3年は長いかな」の問題があるので✕に違和感なし。
- ・Dの「返送に係る輸出」という表現が、通達にあることがわかった。文中での意味は「2～15 項のどれか」の輸出において「返送だから包括許可使わせてあげる」の条件を満たす案件を指している。例文は「16 項品にも同じ適用をしてあげる」と述べているのだから、やはり○でよかったのだ。

以上の通り本問は、包括許可取扱要領の条文をそらんじていなくても、制度の趣旨さえわかっているれば推論の力で問題が解けるのでした。

## 6. 例題 (2)

今度は平成 28 年度の STC/Expert 試験 Q4 です。(『ジャーナル』2017 年 7 月号で解説)

<p>【問題要旨】 次のうち、書類提出窓口に関する誤った記述の組合せを候補群から選べ</p> <p>A 「代表者名変更届」は「原許可証の申請窓口」</p> <p>B 「住居表示変更届」は「本省審査課」</p> <p>C 「輸出又は取引の実績」は「本省安検室」</p> <p>D (軍用途案件などでの)「包括許可の届出・報告・失効」は「本省審査課」</p> <p>E 「自己管理チェックリスト」は「本省審査課」</p> <p>【候補群】 1 ; A・B    2 ; B・C    3 ; C・D    4 ; D・E    5 ; E・A</p> <p>【『ジャーナル』の解説要旨】</p> <p>A ; 包括許可取扱要領Ⅷ(1)(ロ)で「原許可証の申請窓口」と規定されている⇒○</p> <p>B ; 包括許可取扱要領Ⅷ(1)(ハ)で「原許可証の申請窓口」と規定されている⇒×</p> <p>C ; 包括許可取扱要領Ⅷ(1)(ト)で「本省審査課」と規定されている⇒×</p> <p>D ; 包括許可取扱要領Ⅷ(1)(チ)で「本省審査課」と規定されている⇒○</p> <p>E ; 包括許可取扱要領Ⅷ(1)(ヘ)で「本省安検室」と規定されている⇒×</p>
--

条文上で「規定されている」か否か覚えていなくても正解できることをヨネミツ流で確かめてみましょう。

A 要するに社長交代の届出だ。社名ならともかく、単なる人事異動では再審査マターというレベルではないから原窓口で OK⇒○
B 郵便局の都合で住居表示が変わっただけで、上記 A と同じ考え方ができる⇒×
C 原許可証の発給条件に関する履行報告なので第一印象としては Licensing Section (審査課) と思うが、△ (暫時保留) にしておこう
D 失効案件は要審査すなわち審査課マター⇒○
E 「自己管理チェックリスト」は「企業指導が本分」である安検室マター⇒×

とりあえずここまでの考察結果から選択肢を見ると

1 ; <input checked="" type="checkbox"/> A    B×	<input checked="" type="checkbox"/> A ゆえ除外
2 ; B×    C△	暫時保留⇒他の選択肢が潰れたので消去法で当選
3 ; C△ <input checked="" type="checkbox"/> D	<input checked="" type="checkbox"/> D ゆえ除外
4 ; <input checked="" type="checkbox"/> D    E×	<input checked="" type="checkbox"/> D ゆえ除外
5 ; <input checked="" type="checkbox"/> A    E○	<input checked="" type="checkbox"/> A ゆえ除外

かくのごとく、常識力できちんとスイングすれば本問も気分よく解けるわけです。

折角ですから「変更」について通達で復習しましょうか。I 7・II 8(1)に、一般包括・特別一般包括で原許可証の返還(一から再申請)を要するのは次の2パターンと書いてあります。

- ・申請者名(社名)
- ・住所(引っ越しによる)

やはり「どこの誰」というのは大きいこと(これは覚えておいてよい)がわかります。

なお特定包括になると要「返還」パターンが増えますが心配には及びません。原許可取得時に相手先情報も申告していることから、相手先関係の「どこの誰」が変わったときにも同じこと(要返還)が起こるのは自然な話。敢えて通達Ⅲ 8(1)を見ずとも読める展開ですよ。

みなさんが「スイングで解答、条文で答え合わせ」のやり方を活用して成績を伸ばされることを期待しております。